

農地法第4条・第5条許可申請に必要な添付書類

	書類名	必要数	備考
1	申請書	各1部	申請書には、印鑑証明書の印を押印
		正本・副本	
2	譲渡人(賃貸人・貸人)の 印鑑証明書	各1部	※申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本・定款・印鑑 証明書、理事会、取締役会等の会議録(定款にない事業 のみ会議録が必要)を添付
		副本は写可	
3	譲受人(賃借人・借人)の 印鑑証明書	各1部	※分譲計画の場合は、宅建免許写し(譲受人)を添付
		副本は写可	
4	申請土地の登記簿謄本	2部	所有権以外の権利者(地上権・永小作権・質権者等)が いる場合は、同意書を添付
		副本は写可	
5	申請土地の公図	2部	法務局で取得(申請地の周りの土地所有者、地目、地積 を別紙に記載)
		副本は写可	
6	申請土地への案内図	2部	住宅地図等の写
7	農用地除外証明書	2部	市農林課で発行された証明願と証明書を市税務課証明 に持っていき、証明を受けたものを提出
		副本は写可	
8	事業計画書	2部	農地転用許可が必要となる事業の計画書
9	資金証明書	2部	※自己資金→残高証明書(通帳写し可) *1 ※借入金→融資証明書の写し等 *2
		副本は写可	
10	転用候補地に建設しようとする 建物配置図	2部	給排水計画を図示(追認の場合、不要)
11	〃 建物平面図	2部	転用目的が駐車場・資材置場等、建築物を要さない場合 は、これらに代えて土地利用計画図・配置図を添付 立面図は東西南北からの4方向のもの
12	〃 建物立面図	2部	
13	隣接耕作者同意書	2部	隣地で耕作をしている者の同意書
		副本は写可	
14	契約書	2部	賃貸借、使用貸借による権利設定の場合は、その契約書 (親子間においては添付の必要なし)
15	その他参考となる書類	2部	駐車場等転用の場合は、状況報告書及び現地の写真 追認の場合は、始末書及び現地の写真
16	申請書類確認票	2部	提出書類の該当欄にチェックを記入

*1 通帳写しの場合は原本を農業委員会で確認 *2 担当者名、連絡先を記載：県が確認を取るため

注意事項

※ 印鑑証明の住所と土地登記簿の所有者欄の住所が異なる場合には、住民票もしくは戸籍の附票等、住所異動が分かる書類を添付

※ 申請当事者以外の方が申請書類を提出する場合には、必ず委任状を添付(行政書士以外の者が農地法許可申請書類の作成、提出等を業務として委任を受けることはできません)

【受付期間 ■ 毎月7日から13日までの開庁日 / 受付時間 ■ 8時30分～17時15分】

富士吉田市農業委員会事務局 0555-22-1111 内線431.432